



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月6日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シタケ(施設栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市	
わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市	
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	同上
	イワナ(養殖を除く。)	鶴井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川の四十四田ダムの下流(支流を含む。)&ただし、石羽根ダムの上流、石湖ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	牛肉 <sup>※</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカ肉	全域
	クマ肉	全域
ヤマドリ肉	全域	
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	ヒシナフナ	宮城県石巻市金峯山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金峯山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
	ヒラメ	同上
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ	(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)	
イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鴨子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち倉田ダムの上流(支流を含む。)、碓氷川(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。)&ただし、濁川及びその支流並びに逢川4号堰の上流を除く。)	
ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	
ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)&ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	
牛肉 <sup>※</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	
イノシシ肉	全域	
クマ肉	全域	
山形県		出荷制限
肉	クマ肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	インゲレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コモシカスベ	同上
	シロメバル	同上
	スズキ	同上
	ニベ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
イワナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川	
ギンナフナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)	
ウナギ	同上	
肉	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさてつ(ごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町	
わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市	
クワ	大田原市、那須塩原市、那須町	
水産物	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)&及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。)&ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)&ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)&及び永野川(支流を含む。)
肉	牛肉 <sup>※</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。
	シカ肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、裏香妻町、鎌恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)&及び烏川のうち川橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)&及び根ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシ肉	全域
クマ肉	全域	
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シタケ(施設栽培)	山武市
タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町	
水産物	ギンナフナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)&並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシ肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマ肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月1日以前)の牛のものに限る。及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年11月6日現在

福島県		出荷制限
米	平成23年度	H23.11.17～：福島市（旧小国村の区域に限る。） H23.11.29～：伊達市（旧小国村及び旧月館町の区域に限る。） H23.12.5～：福島市（旧福島市の区域に限る。） H23.12.8～：二本松市（旧浪川村の区域に限る。） H23.12.9～：伊達市（旧柱沢村及び旧富成村の区域に限る。） H23.12.19～：伊達市（旧糠田町の区域に限る。） H24.1.4～：伊達市（旧糠田町の区域に限る。）
	平成24年度	H24.4.5～：福島県広野町、楡葉町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（郡崎町、船引町横道、船引町中山平小塚及び字下馬沢、常楽町東田、常楽町山根並びに市内固有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班まで及び304林班から306林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域のうち原町区高倉字助港、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字中倉、原町区高倉字松木、原町区高倉字五合山、原町区高倉字徳川、原町区高倉字高師、原町区片倉字津及び旧原町大字和田城並びに市内固有林福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2096林班から2099林班まで及び比2130林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（美利、小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧藤根村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。）、伊達市（旧月館町（月館町月館（関ノ下、松川原、川内及び館ノ原に限る。）、及び月館町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）に限る。）、旧鉾田町（豊山町山野川に限る。）、旧柱沢村（俵原町所沢（朝夫内田、久保田、田中内、西郷山、菅ノ町、河原田、東原町、西原町及び東田に限る。）及び俵原町桂田（狹田、平、宮ノ内、前田、福寿、砂子下及び後岸に限る。）に限る。）、旧糠田村（浪川町大園（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、楡塚、黒クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ倉を除く。）、浪川町新田及び浪川町細谷に限る。）、旧石戸村、旧上原村、旧山崎村、旧小手村及び旧野野村（浪川町八幡に限る。）、旧野野村（浪川町八幡に限る。）、二本松市（旧浪川村（浪川及び米沢に限る。）、旧谷下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧本楯村、旧戸沢村、旧石井村、旧新藤村、旧大田村（巻代町）及び旧大田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白根村、旧和木沢村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、桑折町（旧桑折町及び旧桑折町の区域に限る。）、及び旧見町（旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）（農の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）、 H24.10.25～：須賀川市（旧西袋村の区域に限る。） H24.11.5～：大玉村（旧玉井村の区域に限る。） H24.11.5～：郡山市（旧宮久山町の区域に限る。）
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H23.6.6～：秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する阿川、長瀬川（隴川との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の阿武隈川（支流を含む。）、 H23.6.17～：真野川（支流を含む。）、 H24.3.29～：東田川（支流を含む。）、 H24.3.29～：太田川（支流を含む。）、 H24.4.5～：隴川（支流に限る。）、 H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する阿川（支流を含む。ただし隴川を除く。）及び日禰川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）、 H24.6.7～：福島県内の久慈川（支流を含む。）、 H23.6.17～：真野川（支流を含む。）、 H23.6.27～：阿武隈川のうち楯夫ダムの下流（支流を含む。）、 H24.3.29～：秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する阿川、長瀬川（隴川との合流点から上流部分に限る。）、 H24.5.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する阿川（支流を含む。ただし隴川及びその支流を除く。）、及び日禰川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）、 H24.5.31～：福島県内の只見川のうち楯夫ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。）、 H24.5.31～：阿武隈川のうち楯夫ダムの上流（支流を含む。）、 H24.6.2～：福島県内の阿武隈川（支流を含む。）、
	ヤマメ（養殖を除く。）、	H23.6.17～：真野川（支流を含む。）、 H24.3.29～：東田川（支流を含む。）、 H24.3.29～：太田川（支流を含む。）、 H24.4.5～：隴川（支流に限る。）、 H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する阿川（支流を含む。ただし隴川を除く。）及び日禰川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）、 H24.6.7～：福島県内の久慈川（支流を含む。）、 H23.6.17～：真野川（支流を含む。）、 H23.6.27～：阿武隈川のうち楯夫ダムの下流（支流を含む。）、 H24.3.29～：秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する阿川、長瀬川（隴川との合流点から上流部分に限る。）、 H24.5.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する阿川（支流を含む。ただし隴川及びその支流を除く。）、及び日禰川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）、 H24.5.31～：福島県内の只見川のうち楯夫ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。）、 H24.5.31～：阿武隈川のうち楯夫ダムの上流（支流を含む。）、 H24.6.2～：福島県内の阿武隈川（支流を含む。）、
	ウグイ	H23.6.17～：真野川（支流を含む。）、 H23.6.27～：阿武隈川のうち楯夫ダムの下流（支流を含む。）、 H24.3.29～：秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する阿川、長瀬川（隴川との合流点から上流部分に限る。）、 H24.5.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する阿川（支流を含む。ただし隴川及びその支流を除く。）、及び日禰川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）、 H24.5.31～：福島県内の只見川のうち楯夫ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。）、 H24.5.31～：阿武隈川のうち楯夫ダムの上流（支流を含む。）、 H24.6.2～：福島県内の阿武隈川（支流を含む。）、
	ウナギ	H23.6.27～：阿武隈川のうち楯夫ダムの下流（支流を含む。）、 H24.4.5～：阿武隈川（支流を含む。）、 H24.4.12～：隴川（支流に限る。）、
	アユ（養殖を除く。）、	H23.6.27～：阿武隈川のうち楯夫ダムの下流（支流を含む。）、 H24.4.5～：阿武隈川（支流を含む。）、 H24.4.12～：隴川（支流に限る。）、
	イワナ（養殖を除く。）、	H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する阿川（支流を含む。）、只見川のうち本名ダム上流（支流を含む。）、長瀬川（隴川との合流地点から上流の部分に限る。）並びに日禰川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）、 H24.5.31～H24.9.19解除：鉾川（支流を含む。）、
	コイ（養殖を除く。）、	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する阿川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）並びに長瀬川（隴川との合流点から上流の部分に限る。）、 H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち楯夫ダムの下流（支流を含む。）、
	フナ（養殖を除く。）、	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する阿川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（隴川との合流点から上流の部分に限る。）並びに真野川（支流を含む。）、 H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち楯夫ダムの下流（支流を含む。）、
	アイナメ アカガレイ アサギタビラマ イカナゴ（稚魚を除く。）、 イシガレイ ウスメバル ウミタナゴ エソソイアイナメ モツメバル クロウシナンタ クロイ クロダイ ケムシカガコ コモシカスベ サクラマス ザブロウ シロメバル スケトウダラ スズキ ニベ ヌマガレイ ハマガレイ ヒガンフグ ヒラメ ホウボウ ホシガレイ マアサギ マガレイ マコガレイ マゴチ マダラ ムシガレイ ムラソイ メイトガレイ ヒスガイ キタムラサキウニ ナガツク マカワ	H24.6.22～：（最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域） H24.7.12～：（最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域） H24.7.26～：（最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域） H24.8.23～：（最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域）
	肉	H23.7.19～ H23.8.25一部解除：全域（農の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。）、 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、菅野町、大蔵町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、鹿島町、川俣町、大玉村 H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楡倉町、矢祭町、楡町、天栄村、玉川村、平 H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、鹿島町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、矢吹町、楡倉町、矢祭町、楡町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村 H24.7.27～：金津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝峠村

※ の箇所は、出荷制限の対象



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年11月6日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町	
カキナ	H23.3.21～4.27解除：全産	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町 H24.9.7～：鹿沼市 H24.9.9～：矢板市 H24.9.15～：那須町 H24.9.29～：大田原市 H24.10.10～：塩谷町 H24.10.12～：那須烏山市	
タケノコ	H24.5.1～：那須塩原市、那須町 H24.5.7～：日光市、大田原市 H24.6.13～：矢板市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、芳賀町、塩谷町、高橋沢町、那須町 H24.4.11～：大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須川町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.6.13～：栃木市、壬生町 H24.6.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：芳賀町、那須町 H24.4.12～：大田原市 H24.9.29～：さくら市 H24.9.4～：鹿沼市 H24.9.29～：壬生町	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.8～：鹿沼市、矢板市 H23.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高橋沢町 H24.11.8～：宇都宮市 H24.11.8～：塩谷町	
原木ナメコ(露地栽培)	H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.1.10～：矢板市 H24.1.18～：佐野市 H24.1.23～：佐野市 H24.11.2～：鹿沼市	
くさてつ(ごみ) (野生のものに限る。)	H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市	
こしあら(野生のものに限る。)	H24.5.2～：大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～：宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～：鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～：さくら市(野生のものに限る。) H24.5.1～：宇都宮市、日光市	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.14～：那須塩原市	
ざんまい(野生のものに限る。)	H24.5.16～：大田原市	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.2～：市貝町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.17～：大田原市、鹿沼市 H24.9.14～：那須塩原市、那須町 H24.9.15～：大田原市	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～：栃木県内の渡良良川のうち日光市足尾町内の区画(交流を含む。ただし、渡中川との合流点から下流の部分に限る。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.8.20～：栃木県内の渡良良川のうち日光市足尾町内の区画(交流を含む。)	
ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.29解除：大戸川(交流を含む。ただし、黒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.29解除：大戸川(交流を含む。)	
牛肉	H23.8.2～：金城	
肉	H23.12.2～：金城	
イノシシの肉	H23.12.5一部解除：(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
シカの肉	H23.12.2～：金城	
その他	H23.9.2～：鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市	
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.9解除：全産	
カキナ	H23.3.21～4.9解除：全産	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.28～：沼田市、真吾楽町、桐生市 H24.10.10～：高山村 H24.10.18～：安中市 H24.10.23～：高野原町	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.7.7～：吾妻川のうち群馬県から東京都葛飾区荒川取水施設までの区画(交流を含む。)、碓氷川(交流を含む。)、小中川(交流を含む。)、及び堀ノ木川(交流を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～：碓氷川のうち群馬県から東京都葛飾区荒川取水施設までの区画(交流を含む。)、碓氷川(交流を含む。)、及び鳥川のうち川田橋の上流(交流を含む。)	
肉	H24.10.10～：金城 H24.9.10～：金城	
クマの肉	H23.8.30～：群馬市	
その他	H23.6.30～H24.5.29解除：桐生市	
埼玉県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：鶴瀬町、菅野町 H24.10.29～：とどろき町 H24.11.5～：鳩山町	
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町	
タケノコ	H23.4.4～4.22解除：旭市 H24.4.8～：市原市、木更津市 H24.4.8～：養父子市、栄町 H24.6.11～：沼市、自井市、八千代市 H24.6.15～：船橋市 H24.4.18～：市川市	
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～：養父子市、習志野市 H23.11.18～：葛山町 H23.12.22～：佐倉市 H24.2.23～：印西市 H24.4.10～：自井市 H24.4.18～：市原市、八千代市 H24.5.18～：山武市 H24.5.18～：山武市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.5.18～：山武市	
水産物	H24.7.19～：手賀沼及び手賀沼に流入する阿川(交流を含む。)、手賀川(交流を含む。)	
肉	H24.11.5～：金城	
その他	H23.9.2～：成田市 H23.6.2～9.7解除：大網白根市 H23.7.4～H24.5.21解除：勝浦市 H23.6.2～H24.5.29解除：八街市 H23.6.2～H24.5.29解除：野田市、富里市、山武市	
神奈川県		出荷制限
茶	H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～8.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.10解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：湯河原町	
新潟県		出荷制限
肉	H24.11.5～：全産(佐渡市及び東島浦村を除く。)	
山梨県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：軽井沢町、御代田町 H24.10.1～：小淵町、南牧村 H24.10.11～：佐久市	
静岡県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町	

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成24年11月6日現在

福島県		摂取制限
野菜	非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～ 下記地域以外
		H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
野菜	結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～ 下記地域以外
		H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
野菜	アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～ 下記地域以外
		H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.4解除：いわき市
		H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村
野菜	キノコ類(野生のものに限る。)	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～： 飯館村
		H23.9.6～： 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～ 全域
		H24.6.22解除： 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ の箇所は摂取制限の対象